

「事案 27-188」 契約無効請求

・平成 28 年 5 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、「悟加富（※）のようなもの」と説明されたが、実際は元本が保証されたものではなかったことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

（※）お金を預けても、5 年後には全額が返金される。また、本人の申し出があれば、5 年を待たなくても解約、全額が手元に返ってくる仕組み。

<申立人の主張>

平成 25 年 7 月に契約した変額保険について、契約時、結婚資金を貯蓄することを希望し、募集人から、「悟加富のようなもの」と説明されたが、実際は異なったため、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と面談し時間をかけて説明を適切に行っている。
- (2) 募集者が虚偽の説明を行った事実は確認されていない。また、募集者は「悟加富のようなもの」というような説明は行っておらず、「悟加富」とはまったく違い、払込保険料全額が還付される保証はない旨を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、申立人に対し、本件契約について、パンフレット等に記載されている内容と異なる説明をしたと考えにくく、仮に申立人が一人でそのような錯誤に陥ったとしても、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。